

令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金事業実施要項

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者等の事業継続を支えるため、市内の小規模事業者等に対し、予算の範囲内において令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、当該給付金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項で規定する者であって、市内に本店を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人事業主
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上金額が令和2年11月から令和3年3月までの任意の連続する3か月間において前年同月比で30パーセント以上減少していること。ただし、令和2年度結城市小規模事業者緊急支援給付金（以下「令和2年度給付金」という。）の交付を受けた者にあつては、令和2年度給付金の申請時に対象とした連続する3か月間と今回の申請時に対象とする連続する3か月間について、重複がないようにしなければならない。
- (3) 市税等が完納されていること。
- (4) 直近の年分で確定申告をしていること
- (5) 市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

(非対象者)

第3条 前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認めるもの

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、別表のとおりとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 給付金に係る申請受付開始日は、令和3年5月21日とする。

2 申請期限は、令和3年6月30日とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(交付の申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年度結

城市小規模事業者緊急支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 令和元年11月から令和2年3月までの売上金額が確認できる確定申告書の写し
- (2) 令和2年11月から令和3年3月までの連続する3か月間の売上金額を示した帳簿等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、正当な理由により前項に規定する書類を提出できない場合は、別に市長が定める書類を提出するものとする。

3 申請は、原則として郵送により市長に提出するものとする。

（交付及び不交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請を受けた場合は、速やかに内容を審査し、その結果を令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金交付決定通知書（様式第2号）又は令和3年度結城市小規模事業者緊急支援給付金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、速やかに給付金を交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（直近の確定申告書の提出義務）

第8条 給付金の交付を受けた者は、直近の確定申告を行った後、速やかにその書類の写しを市長に提出しなければならない。

（交付の取消及び返還）

第9条 市長は、給付金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付を取り消し、又は既に交付した給付金を返還させることができる。

- (1) 交付の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要項に違反したとき。
- (4) 市長が不適正と認めたとき。

（庶務）

第10条 この要項に定める手続等については、経済環境部商工観光課において処理する。

（補則）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

申請区分	対象の連続する3か月間における前年同月と比較した際の売上金額減少率	給付金の額
法人	30パーセント以上50パーセント未満	10万円
	50パーセント以上	50万円
個人事業主	30パーセント以上50パーセント未満	10万円
	50パーセント以上	30万円